

令和5年度 南三陸町水道水質検査計画

令和5年4月

令和5年度 南三陸町水道水質検査計画

はじめに

水道水質検査は、浄水場から町内各地区に供給されている水道水が、法律の基準に適合した安全な水であることを確認するために実施するものです。水道事業者には、定められた項目の検査を定期的に行うことが義務付けられています。

この水質検査計画は、水質検査の効率性と透明性を確保するために策定したものであり、定期検査を行う検査地点や検査項目、検査回数のほか、臨時の水質検査を行う要件や結果の公表方法等が定められています。

水質検査の結果については、ホームページ等で公表します。

計画書に対するご意見がございましたら、下記の担当部署までご連絡ください。

南三陸町 上下水道事業所 上水道係

〒986-0725 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田14番地3「総合ケアセンター南三陸」内
電話 0226-46-5600

目次

	ページ
1. 基本方針（図-1）	1
2. 水道事業の概要	2
給水状況（令和3年度）（表-1）	2
浄水施設の概要並びに水源の水質状況（表-2）	2
3. 水質検査地点と検査項目・検査頻度	3
(1) 法令で義務付けられている検査	3
①毎日検査（表-3）	
②水質基準項目の検査	
(2) 水質管理上の目的から独自に行う検査	4
①水質基準項目の検査	
②水質管理目標設定項目の検査	
③クリプトスポリジウム等の検査	
④水質検査の実施月と予定日	
検査地点一覧表（表-4）	5
検査地点図（図-2）	6
検査項目一覧表（表-5～9）	7～10
4. 臨時の水質検査	11
5. 水質検査方法	11
6. 採水	11
7. 水質検査機関	12
8. 水質検査の精度と信頼性の確保	12
9. 緊急時の対応	12
水質異常時における緊急連絡体制表（図-3）	13
～ 放射能 ～ 【追補】	

1. 基本方針

- (1) 水質検査は、各浄水場の系統を代表する給水栓(蛇口)の水及び水源の水で行い水質基準に適合していることを確認します。
また、原水についても必要な検査を行います。
- (2) 検査項目は、法令で検査が義務付けられている項目と水質管理上必要と判断した項目を水系等の特性を考慮して設定します。
- (3) 検査頻度は、水源の種類、これまでの検査結果などを考慮して定めます。
- (4) 検査は、株式会社秋田県分析化学センターで行います。

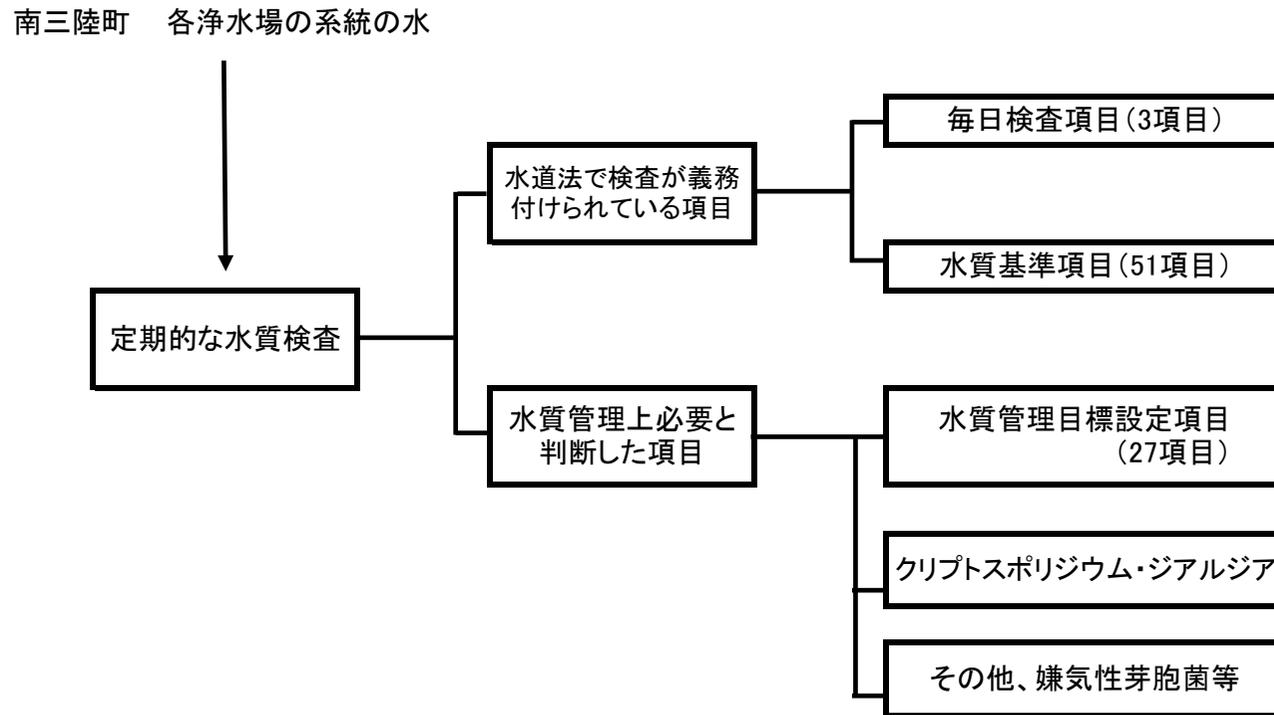


図-1 水質検査体制と検査項目

2. 水道事業の概要

表-1 給水状況(令和3年度末)

区分	上水道事業	
施設名	小森浄水場、新戸倉浄水場、米広浄水場、上沢浄水場、中在浄水場	
給水区域内人口	12,135 人	
給水人口	12,093人	
給水普及率	99.7 %	
給水件数	4,957 件	
年間総給水量	2,179,282 m ³	※令和3年4月～令和4年3月までの総給水量
1日平均給水量	5,971 m ³	※令和3年4月～令和4年3月までの平均給水量
1日最大給水量	6,976 m ³	※令和3年4月～令和4年3月までの最大給水量

表-2 浄水施設の概要並びに水源の水質状況

施設名	小森浄水場	新戸倉浄水場	米広浄水場	上沢浄水場	中在浄水場
所在地	志津川字小森103-1	戸倉字上沢前123-1	志津川字米広 47	歌津字上沢 1	歌津字田表14-9
浄水方法	紫外線処理装置 後塩素処理	紫外線処理装置 前塩素処理	砂ろ過、活性炭 処理後塩素処理	膜ろ過方式 後塩素処理	急速ろ過方式 前塩素処理
処理能力(m ³ /日)	1,200	5,190	13	56	850
水源	小森 浅井戸	新戸倉 浅井戸	米広川 表流水	上沢 浅井戸	中在 浅井戸
水源の状況	<ul style="list-style-type: none"> 地質由来のミネラル分(カルシウム、マグネシウム等)が多く含まれている 農薬散布 	<ul style="list-style-type: none"> 農薬散布 	<ul style="list-style-type: none"> 土壌からのフミン質により色度が高くなる事がある トリハロメタン生成の原因になる物質の濃度が上昇する事がある pH値が比較的高い 農薬散布 	<ul style="list-style-type: none"> 農薬散布 	<ul style="list-style-type: none"> 農薬散布
注目すべき水質項目	<ul style="list-style-type: none"> カルシウム、マグネシウム等(硬度) 蒸発残留物 		<ul style="list-style-type: none"> 濁度 色度 トリハロメタン 		
備考					令和4年4月給水開始

(令和5年3月現在)

3. 水質検査地点と検査項目・検査頻度

(1) 法令で義務付けられている検査

① 毎日検査

ア 検査地点

5箇所の浄水場の各系統から1箇所以上、計8箇所の給水栓(令和4年度と同じ)で検査を行います。(表-4 毎日検査)

イ 検査項目・検査頻度 (表-3)

表-3 毎日検査項目

No	項目	検査方法	検査頻度
1	色	目視	1日1回
2	濁り	目視	
3	消毒の残留効果	残留塩素濃度の測定	

② 水質基準項目の検査

ア 検査地点

各系統を代表する給水栓7箇所で検査を行います。(図-2 検査地点図、表-4 採水地点)

イ 検査項目・検査頻度

[毎月検査]

一般細菌、大腸菌、塩化物イオンなど月1回以上の検査が義務付けられている項目について検査を行います。

検査頻度は全項目検査、全項目(一部省略)検査月を除く、年8回です。(表-4 毎月検査、表-5 水質基準項目)

[全項目検査]

水道水質基準49項目について検査を行います。検査頻度は、年1~4回です。(表-4 全項目検査、表-5 水質基準項目)

また、かび臭物質のジエオスミン、2-メチルイソボルネオールの2項目は、原因藻類の発生しやすい時期に年1回、「かび臭検査」として検査を行います。

[全項目(一部省略)検査]

水道水質基準49項目のなかで、省略可能な項目のうち、過去3年間の水質検査結果が基準の1/5以下である項目は、年1回に検査を省略します。

年4回ある全項目検査を年1回、全項目から省略可能項目を除いた項目を年3回行います。(表-4 一部省略検査、表-5 水質基準項目)

(2)水質管理上の目的から独自に行う検査

①水質基準項目の検査

ア 検査地点

毎月検査では、法令で義務付けられた検査地点に加え、取水井4箇所、取水口1箇所の原水でも併せて検査を行い、浄水処理が正常に行われていることを確認します。また、配水地域が広い系統では他の給水栓1～2箇所でも検査を行い、配水地域内に均一な水質の水が行き渡っていることを確認します。

全項目検査では、法令で義務付けられた検査地点に加え、取水井4箇所、取水口1箇所の原水でも年1～3回検査を行います。(図-2 検査地点図、表-4 採水地点)

②水質管理目標設定項目の検査

ア 検査地点

法令に基づく検査地点である給水栓7箇所と、取水井4箇所、取水口1箇所の原水で検査を行います。(表-4 水質管理目標設定項目)

イ 検査項目・検査頻度

水質管理目標設定項目は、水質管理上留意すべき項目として27項目設定されています。

本町では、水源やその周辺の状況、水道薬品の使用状況等を考慮し、20項目について検査を行います。

検査は全項目検査と併せて行い、浄水で年4回、原水で年1回実施します。(表-6 水質管理目標設定項目)

農薬類については、水源地域の農薬使用状況等を考慮し、30種類の物質について検査を行います。(表-7 農薬類別表)

③クリプトスポリジウム等の検査

水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染の恐れを把握するため、全箇所の取水井、取水口において、クリプトスポリジウム等の検査を行います。各浄水場の処理方法およびリスクレベルによって検査回数が決めており、年に1回実施します。

また、全箇所の取水井、取水口では、毎月検査と併せてクリプトスポリジウム等の指標菌である嫌気性芽胞菌と大腸菌の検査を行います。

(表-4 クリプトスポリジウム等)

④水質検査の実施月と予定日

毎月検査、全項目検査、水質管理項目検査等全検査の実施月と予定日を 表-8、表-9に表示してあります。

表-4 検査地点一覧表

系統	区分	採水地点	毎日検査	水質基準項目の検査(月1回実施)			水質管理目標設定項目	クリプトスポリジウム等		
				毎月検査	全項目検査(毎月検査項目を含む)			かび臭検査	指標菌	クリプト
					全項目検査	一部省略検査				
小森浄水場系	原水	小森取水井		9回/年	3回/年		1回/年	1回/年	12回/年	1回/年
	栓水	入谷四区	毎日	8回/年	1回/年	3回/年	1回/年	4回/年		
新戸倉浄水場系	原水	新取水井		9回/年	3回/年		1回/年	1回/年	12回/年	1回/年
	栓水	神割崎	毎日	8回/年	4回/年		1回/年	4回/年		
	栓水	天王山		8回/年	1回/年	3回/年	1回/年	4回/年		
	栓水	入谷一区		12回/年						
	栓水	荒町	毎日	12回/年						
	栓水	皿貝		8回/年	1回/年	3回/年	1回/年	4回/年		
米広浄水場系	原水	取水口		11回/年	1回/年		1回/年	1回/年	12回/年	1回/年
	栓水	大上坊	毎日	8回/年	1回/年	3回/年	1回/年	4回/年		
中在浄水場系	原水	取水井		9回/年	3回/年		1回/年	1回/年	12回/年	1回/年
	栓水	名足	毎日・平日(各1箇所)	12回/年						
	栓水	泊浜	毎日	8回/年	4回/年		1回/年	4回/年		
上沢浄水場系	原水	取水井		11回/年	1回/年		1回/年	1回/年	12回/年	1回/年
	栓水	弘川		8回/年	1回/年	3回/年	1回/年	4回/年		
	栓水	中在	毎日	12回/年						
		検査地点数	8	16	12	5	12	12	5	5

- ・ 網掛けは法令で義務づけられている検査を、その他は独自に行う検査を表します。
- ・ 全項目検査では、水質基準51項目のうち、かび臭物質を除く49項目を検査します。2項目は、かび臭検査として実施します。
- ・ 原水については、消毒副生成物(シアン化物イオン及び塩化シアンを除く11項目)、味を除いた37項目について検査します。

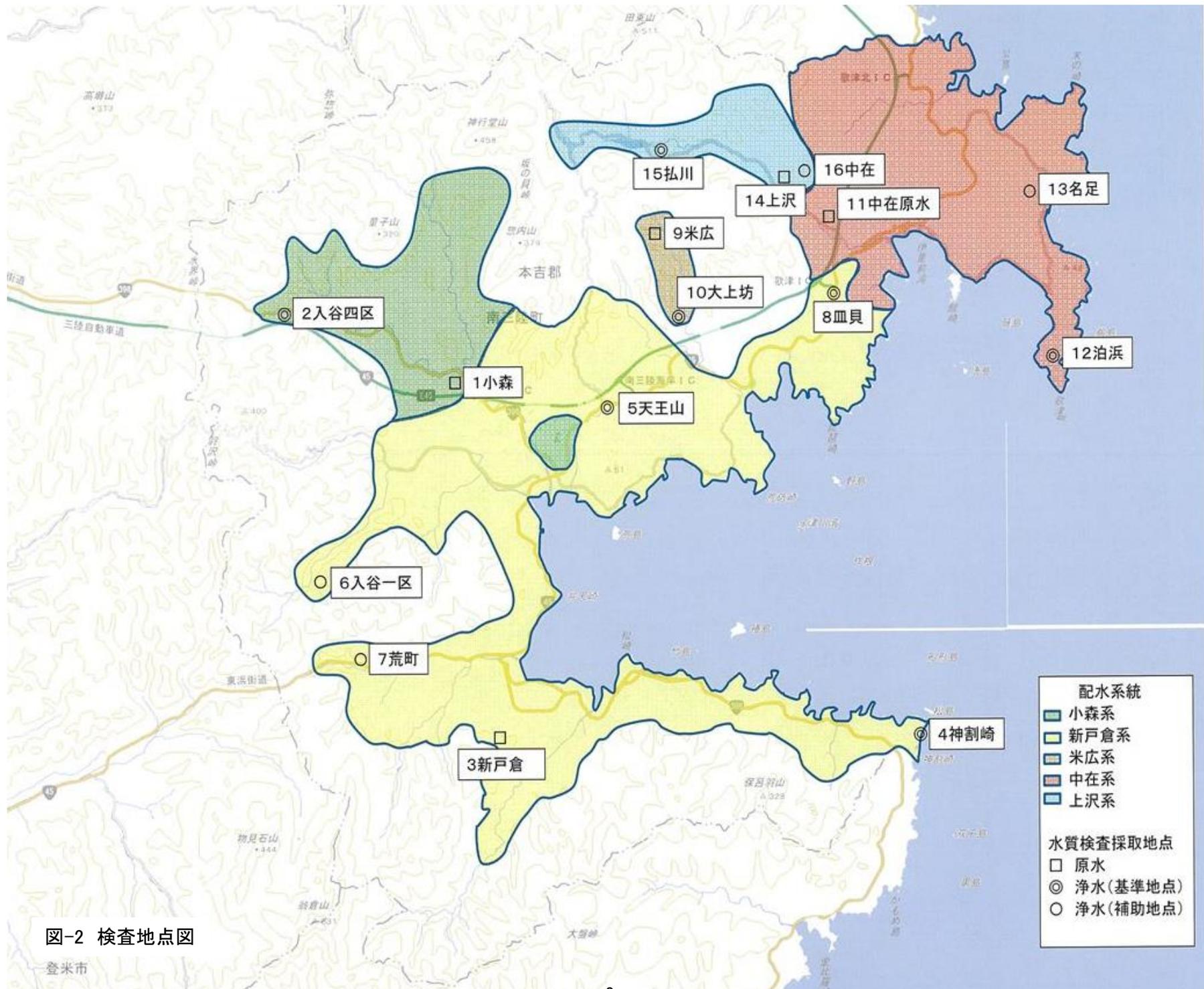


表-5 水質基準項目

No.	項目	基準値 (mg/L)	計画検査回数(回/年)								備考	No.	項目	基準値 (mg/L)	計画検査回数(回/年)								備考	
			浄水 (7箇所)				原水 (5箇所)								浄水 (7箇所)				原水 (5箇所)					
			給水栓 (7箇所)	給水栓 (5箇所)	給水栓 (2箇所)	他の 給水栓 (4箇所)	取水井 取水口 (2箇所)	取水井 (3箇所)	取水井 取水口 (2箇所)	取水井 (3箇所)					給水栓 (7箇所)	給水栓 (5箇所)	給水栓 (2箇所)	他の 給水栓 (4箇所)	取水井 取水口 (2箇所)	取水井 (3箇所)	取水井 取水口 (2箇所)	取水井 (3箇所)		
			毎月検査	全項目検査	毎月検査	毎月検査	全項目検査	毎月検査	全項目検査	毎月検査					全項目検査	毎月検査	全項目検査	毎月検査	毎月検査	全項目検査				
1	一般細菌	100 /ml	8	4	4	12	11	9	1	3	病原生物 の 代替指標	32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	—	1	4	—	—	—	1	3	着色	
2	大腸菌	不検出	8	4	4	12	11	9	1	3		33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	—	1	4	—	—	—	1	3		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	—	1	4	—	—	—	1	3	重金属	34	鉄及びその化合物	0.3 以下	—	1	4	—	—	—	1	3		
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	—	1	4	—	—	—	1	3		35	銅及びその化合物	1.0 以下	—	1	4	—	—	—	1	3		
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	—	1	4	—	—	—	1	3		36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	—	1	4	—	—	—	1	3		
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	—	1	4	—	—	—	1	3		37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	—	1	4	—	—	—	1	3		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	—	1	4	—	—	—	1	3		38	塩化物イオン	200 以下	8	4	4	12	11	9	1	3		
8	六価クロム化合物	0.02 以下	—	1	4	—	—	—	1	3	無機物	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	—	4	4	—	—	—	1	3	味	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	—	1	4	—	—	—	1	3		40	蒸発残留物	500 以下	—	4	4	—	—	—	1	3		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	—	4	4	—	—	—	1	3		41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	—	1	4	—	—	—	1	3	発泡	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	—	1	4	—	—	—	1	3		42	ジェオスミン	0.00001 以下	—	1	1	—	—	—	1	1		かび臭
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	—	1	4	—	—	—	1	3		43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	—	1	1	—	—	—	1	1		
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	—	1	4	—	—	—	1	3	一般 有機物	44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	—	4	4	—	—	—	1	3	発泡	
14	四塩化炭素	0.002 以下	—	1	4	—	—	—	1	3		45	フェノール類	0.005 以下	—	1	4	—	—	—	1	3		臭気
15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	—	1	4	—	—	—	1	3		46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	8	4	4	12	11	9	1	3		
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	1	4	—	—	—	1	3		47	pH値	5.8 ~ 8.6	8	4	4	12	11	9	1	3	基礎的 性状	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	—	1	4	—	—	—	1	3		48	味	異常でないこと	8	4	4	12	—	—	—	—		
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	1	4	—	—	—	1	3	49	臭気	異常でないこと	8	4	4	12	11	9	1	3			
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	—	1	4	—	—	—	1	3	50	色度	5 度 以下	8	4	4	12	11	9	1	3			
20	ベンゼン	0.01 以下	—	1	4	—	—	—	1	3	51	濁度	2 度 以下	8	4	4	12	11	9	1	3			
21	塩素酸	0.6 以下	—	4	4	—	—	—	—	—	消毒 副生成物	・ 網掛けは法令で義務づけられている検査を、その他は独自に行う検査を表しています。												
22	クロロ酢酸	0.02 以下	—	4	4	—	—	—	—	—														
23	クロロホルム	0.06 以下	—	4	4	—	—	—	—	—														
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	—	4	4	—	—	—	—	—														
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	—	4	4	—	—	—	—	—														
26	臭素酸	0.01 以下	—	4	4	—	—	—	—	—														
27	総トリハロメタン	0.1 以下	—	4	4	—	—	—	—	—														
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	—	4	4	—	—	—	—	—														
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	—	4	4	—	—	—	—	—														
30	ブロモホルム	0.09 以下	—	4	4	—	—	—	—	—														
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	—	4	4	—	—	—	—	—														

表-6 水質管理目標設定項目

No.	項目	目標値	計画検査回数(回/年)							備考
			浄水(7箇所)				原水(5箇所)			
			入谷四区 払川	神割崎 皿貝 泊浜	天王山	大上坊	小森 中在	新戸倉 上沢	米広	
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1	無機物重金属
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(P)※1	1	1	1	1	1	1	1	
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	4	4	4	4	1	1	1	
4	-									
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	4	4	4	-	1	1	-	一般有機物
6	-									
7	-									
8	トルエン	0.4mg/L以下	4	4	4	-	1	1	-	一般有機物
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	4	4	4	1	1	1	1	
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	消毒副生成物
11	-									
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	消毒副生成物
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(P)※1	4	4	4	4	-	-	-	
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(P)※1	4	4	4	4	-	-	-	
15	農薬類(次頁「農薬類別表」参照)	1以下※2	1	1	-	1	-	1	-	農薬
16	残留塩素	1mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	味
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10 mg/L以上100mg/L 以下	4	4	4	4	1	1	1	
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	1	4	4	1	1	1	1	着色
19	遊離炭酸	20mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	味・腐食
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	4	4	4	1	1	1	1	臭気
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	4	4	4	-	1	1	-	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	味
23	臭気強度(TON)	3以下	-	-	-	-	-	-	-	臭気
24	蒸発残留物	30 mg/L以上200mg/L 以下	4	4	4	4	1	1	1	味
25	濁度	1度以下	4	4	4	4	1	1	1	基礎的性状
26	pH 値	7.5 程度	4	4	4	4	1	1	1	腐食
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1以上0付近	-	-	-	-	-	-	-	
28	従属栄養細菌	2,000cfu/mL以下(P)※1	4	4	4	4	1	1	1	微生物
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	4	4	4	-	1	1	-	一般有機物
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	1	4	4	1	1	1	1	着色
31	ペルフルオロオクタン sulfonic acid (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	50ng/L以下(P)※1	1	1	1	1	1	1	1	有機フッ素化合物

No.4,6,7,11は欠番です

※1 … 目標値の欄の(P)は、暫定値を示します。

※2 … 農薬類の目標値は、表-7「農薬類別表」の各農薬の検出値をそれぞれの目標値で除した値の合計値が、1以下であることを示します。

表-7 農薬類別表

No.	農薬名	目標値(mg/L)	用途	計画検査回数(回/年)			
				浄水		原水	
				入谷四区 大上坊	弘川 泊浜	神割崎 皿貝	新戸倉
1	シマジン(GAT)	0.003	除草剤	1	1	-	-
2	イソキサチオン	0.005	殺虫剤	1	1	-	-
3	フェニトロチオン(MEP)	0.01	殺虫剤	1	1	-	-
4	イソプロチオラン(IPT)	0.3	殺菌剤殺虫剤	1	1	-	-
5	ベンタゾン	0.2	除草剤	1	1	-	1
6	2,4-D(2,4-PA)	0.02	除草剤	1	1	-	-
7	アセフェート	0.006	殺虫剤	1	1	-	-
8	トリクロルホン(DEP)	0.005	殺虫剤	1	1	-	-
9	ベンディメタリン	0.3	除草剤	1	1	-	-
10	アラクロール	0.03	除草剤	1	1	-	-
11	カルバリル(NAC)	0.02	殺虫剤	1	1	-	-
12	ピロキロン	0.05	殺菌剤	1	1	-	-
13	フサライド	0.1	殺菌剤	1	1	-	-
14	メフェナセット	0.02	除草剤	1	1	-	-
15	プロモブチド	0.1	除草剤	1	1	-	-
16	モリネート	0.005	除草剤	1	1	-	-
17	アトラジン	0.01	除草剤	1	1	-	-
18	ジクロベニル(DBN)	0.03	除草剤	1	1	-	-
19	ジクワット	0.01	除草剤	1	1	-	-
20	フェンチオン(MPP)	0.006	殺虫剤	1	1	-	-
21	マラチオン(マラソン)	0.7	殺虫剤	1	1	-	-
22	メソミル	0.03	殺虫剤	1	1	-	-
23	ベノミル	0.02	殺菌剤	1	1	-	-
24	シメトリン	0.03	除草剤	1	1	-	-
25	プロベナゾール	0.03	殺菌剤	1	1	-	-
26	フェントラザミド	0.01	除草剤	1	1	-	-
27	トリシクラゾール	0.1	殺菌剤	1	1	-	-
28	トリフルラリン	0.06	除草剤	1	1	-	-
29	フィプロニル	0.0005	殺虫剤	1	1	-	-
30	グリホサート	2	除草剤	-	1	1	-

表-8 令和5年度 南三陸町水道施設水質検査実施予定月

系 統	名 称	サン プル No.	採水箇所	毎 月 検 査						クリプト スピリ ジウム 検査	水質管理目標設定項目検査										放射性 セシウム134・ 137 ヨウ素 131						
				簡易項目検査			全項目検査				浄水					原水		農業検査									
				浄水		原水	浄水		原水		19項目			16項目		14項目		15項目		8項目		17項目	13項目	30項目	29項目	1項目	
				9項目		8項目 芽胞菌	49項目	24項目	37項目 芽胞菌		カビ臭 2項目																
小森浄水場系	原水	1	取水井	-	5~7,9~11,1~3	-	-	4,8,12	8	7	-	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-				
	浄水	2	入谷四区	4,6,7,9,10,12,1,3	-	8	5,11,2	-	8	-	8	-	5,11,2	-	-	-	-	-	-	7	-	-	6,9,12,3				
新戸倉浄水場系	原水	3	新取水井	-	5~7,9~11,1~3	-	-	4,8,12	8	7	-	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	7	-				
	浄水	4	神割崎	4,6,7,9,10,12,1,3	-	5,8,11,2	-	-	8	-	8	5,11,2	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-	-				
	浄水	5	天王山	4,6,7,9,10,12,1,3	-	8	5,11,2	-	8	-	8	5,11,2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	浄水	6	入谷一区	4~3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	浄水	7	荒町	4~3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,9,12,3				
	浄水	8	皿貝	4,6,7,9,10,12,1,3	-	8	5,11,2	-	8	-	8	5,11,2	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-	-				
米広浄水場系	原水	9	取水口	-	4~7,9~3	-	-	8	8	7	-	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-				
	浄水	10	大上坊	4,6,7,9,10,12,1,3	-	8	5,11,2	-	8	-	-	-	8	5,11,2	-	-	-	-	7	-	-	-	6,9,12,3				
中在浄水場系	原水	11	取水井	-	5~7,9~11,1~3	-	-	4,8,12	8	7	-	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-				
	浄水	12	泊浜	4,6,7,9,10,12,1,3	-	5,8,11,2	-	-	8	-	8	5,11,2	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-	6,9,12,3				
	浄水	13	名足	4~3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
上沢浄水場系	原水	14	取水井	-	4~7,9~3	-	-	8	8	7	-	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	7	-				
	浄水	15	払川	4,6,7,9,10,12,1,3	-	8	5,11,2	-	8	-	8	-	5,11,2	-	-	-	-	-	7	-	-	-	-				
	浄水	16	中在	4~3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,9,12,3				
年間総検査数			16箇所	104	49	13	15	11	12	5	6	12	6	1	3	4	1	2	4	2			20				
原水5箇所			浄水(基準地点)7箇所	浄水(補助地点)4箇所																							

表-9 水質検査実施予定日

検査予定日	毎月検査		全項目検査				クリプト スピリ ジウム 検査	水質管理目標設定項目検査										放射性 セシウム134・ 137 ヨウ素131					
	9項目	8項目 芽胞菌	49項目	24項目	37項目 芽胞菌	カビ臭 2項目		浄水					原水		農業検査								
							19項目	16項目	14項目	15項目	8項目	17項目	13項目	30項目	29項目	1項目							
4月 4日	○×11	○×2			○×3																		
5月 9日	○×4	○×5	○×2	○×5				○×4	○×2		○×1												
6月 6日	○×11	○×5																					○×5
7月 4日	○×11	○×5					○×5								○×2	○×4	○×2						
8月 1日	○×4		○×7		○×5	○×12		○×6			○×1		○×4	○×1									
9月 5日	○×11	○×5																					○×5
10月 3日	○×11	○×5																					
11月 7日	○×4	○×5	○×2	○×5				○×4	○×2		○×1												
12月 5日	○×11	○×2			○×3																		○×5
1月 10日	○×11	○×5																					
2月 6日	○×4	○×5	○×2	○×5				○×4	○×2		○×1												
3月 5日	○×11	○×5																					○×5

日程は諸事情により順延する場合があります

※ 放射能測定(セシウム134・137)の検査頻度については3カ月に1回実施しますが、測定結果に応じて実施回数の変更が考えられます。

4. 臨時の水質検査

次のような場合には臨時の水質検査を行い、水道水の安全性の確保に努めます。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき。

5. 水質検査方法

(1) 水質検査の方法

毎日検査項目、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた検査方法(「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等)により行います。

(2) 自己検査・委託検査の区分

毎日検査項目は、一般家庭に委託して行います。

表-5水質基準項目、表-6水質管理目標設定項目、表-7農薬類、その他(臨時の水質検査)の水質検査については株式会社秋田県分析化学センターで実施します。

6. 採水

(1) 採水容器

採水容器はそれぞれの検査項目にあった種類、容量のものを使い、月ごとに数量が異なります。

(2) 採水作業

採水作業は南三陸ウォーターサービスの採水の資格を持った社員が行います。

採水箇所が広範囲にわたるため、2~3チームで行います。

(3) 採水容器の運搬

採水した検体は当日のうちに秋田県分析化学センターに搬入され、当日中に分析にかかります。

7. 水質検査機関

水質検査は株式会社 秋田県分析化学センターに依頼します。

株式会社 秋田県分析化学センター

本社：秋田県秋田市八橋字下八橋191-42
代表取締役社長 佐藤 秀治

仙台営業所：宮城県仙台市青葉区二日町17-17
所長 遠藤 秀一

県南営業所：秋田県横手市三本柳字寺田63-6

水道法第20条第3項に規定する水質検査第154号
水道法第34条の2第2項に規定する簡易専用水道の管理の検査 第99号
環境計量証明事業登録 濃度 第20号
音圧レベル 第3006号
振動加速度レベル 第4002号

8. 水質検査の精度と信頼性の確保

株式会社 秋田県分析化学センターは、ISO9001、14001を取得し調査・測定、分析品質管理を行っています。

品質方針・当社は、確かな調査・測定・分析技術で正確さと精密さを確保します。

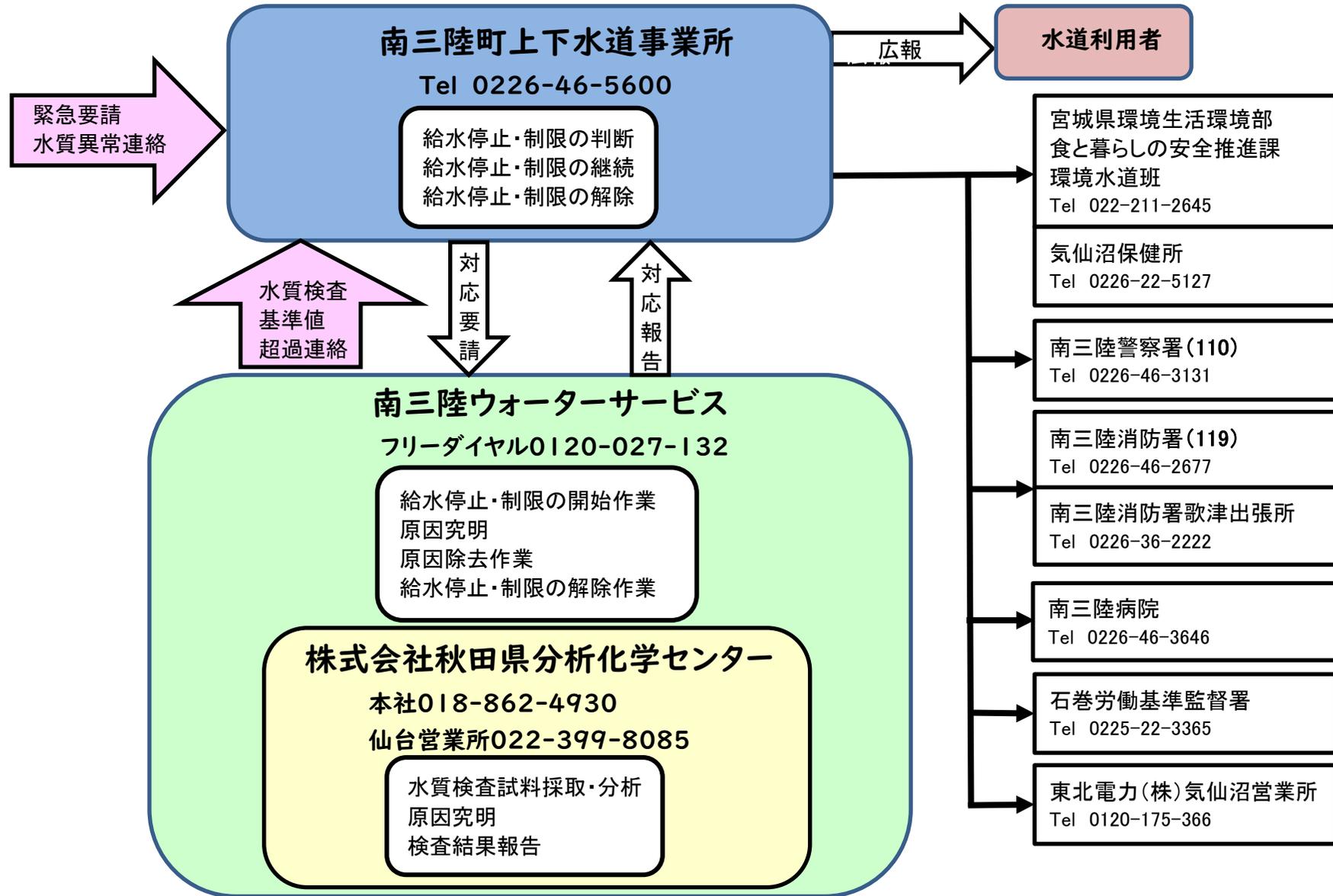
・当社は、お客様の信頼が得られるよう要求する高い品質を確保します。

・当社は、社会状況の環境変化にあわせた品質マネジメントシステムの継続的な改善を進めます。

9. 緊急時の対応

消防署、警察署、東北電力等の緊急連絡先を明確にし、緊急時に即応できるようにします。(図-3)

図-3 水質異常時における緊急連絡体制表



～ 放射能 ～ 【追補】

1、はじめに

本町では、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を受け、国が示した水道水中の放射性物質のモニタリング方針等に基づき水道水の放射能検査を実施してきました。

今般、飲料水に含む食品中の放射性物質について、食品衛生法に基づく新たな基準が設定され、平成24年4月1日から施行されましたがこれに伴い水道水についても新たな管理目標値が設定されるとともに、モニタリング方針等も改められました。

これを受け、本町の水道水中の放射性物質の検査計画について定めるものです。

2、放射性物質の検査方法

本町では、平成23年6月から放射能検査を実施してきましたが、原水、浄水とも放射性物質は検出されていません。

しかし、町民の放射性物質に対する不安は十分に払拭されたとは言えず、また、水産食品工場からは、放射能の水質証明を求められることもあります。

このことから、当面、水道水の放射性物質の検査を継続します。

3、放射性物質の検査地点及び頻度

(1) 検査項目

検査項目は、放射性セシウム(セシウム134及び137)及びヨウ素141とします。

(2) 検査地点

放射性セシウムは、その物質の性質上、配水過程での変化はほとんどないことから、検査地点は、浄水場の浄水とします。

(3) 検査頻度

各浄水場において、浄水を3ヶ月に1回検査を行います。

ただし、国の方針変更や検出状況に応じて増減することがあります。

4、検査方法

検査は、「水道水等の放射能測定マニュアル(平成23年度10月、厚生労働省健康局水道課)」に基づくゲルマニウム半導体検出器による方法とし検出下限値は1Bq/kg以下の精度で実施します。なお、検査は、株式会社 秋田県分析化学センターに委託し行います。

5、結果の公表

検査結果は、ホームページ等を通じて速やかに公表します。